

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.27

「賠償問題」



佐藤 豊
弁護士

平凡だが幸せな家庭と思って暮らしている生活が、ある日突然、慰謝料を請求したいような事態に一変したとしたら、最善の解決方法を見出し、一日も早く立ち直れるよう専門家に相談するのが一番です。

今号は、当相談ダイヤル主任相談員の佐藤豊弁護士（長野県弁護士会元会長）の相談事例から賠償問題についてご紹介します。



「青少年保護育成条例」

○青少年（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされたものを除く））の健全育成を図るために、これを阻害する恐れるある環境や行為から青少年を保護する目的で、居住地の市町村には「青少年保護育成条例」（各都道府県や市町村によって名称や内容は多少異なる）がある。青少年との性交渉を禁止し罰則を設けている地域もあるが、例えば長野市の場合はそれに該当する条項はない。しかし、第5条（市民の責務）12項では、「保護者は、青少年を健全に育成することが本来の責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するよう努めなければならない。」としている。

「不貞行為の慰謝料」

○浮気による精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料として、相手の配偶者から慰謝料を請求される可能性がある。額は、交際期間や年収によるが、示談になるところの200万円位が多い。

「不貞行為の慰謝料」

これは、自己的地位や相手方の弱点を利用するなど、悪質な手段を用いて相手方の意思を拘束したような場合でない限り、「不貞あるいは婚姻破綻についての主たる責任は不貞を働いた配偶者にあり、不貞の相手方の責任は副次的なものとみるべき」という考え方があるため、配偶者に対する慰謝料より低額である。

【事例①】
『娘を騙していた相手に求める賠償』
娘は17歳。高校を中退し、アルバイトをしている。
最近、31歳の男性と交際を始めたが、娘には独身と偽っていたのに、本当は妻帯者であった。
娘は妊娠していたが、精神的にまいったしまい心療内科に通院している。中絶費用はその男性に支払わせられた。別れさせるため、刑事責任、民事責任を問いたいがどのようにしたら良いか。

【事例②】
『夫の不倫相手に要求する慰謝料の額』
4年前に結婚し夫と2人暮らし。最近、夫が半年前から独身の若い女性と付き合っていたことが判明した。
相手の女性に会つて謝罪と慰謝料320万円の支払いを求めた。その後、相手は公正証書にして残すこと、要求

【回答】

一般的には刑事責任は難しい。児童淫行をさせる行為を禁止し、違反行為には罰則もある。状況によってはこれに該当することがありうる。
民事責任も困難と思われ、妻帯者であることを知った後も交際を続けると、逆に相手の妻から慰謝料などを請求されることがありうる。

額を支払うことを約束し、夫とも別れた。

実家の両親は、相手が若いので収入が少ないだろうに慰謝料が高すぎて払えるのかと逆に心配しているが、妥当な額とはどの位なのか。

【事例②】
『夫の不倫相手に要求する慰謝料の額』
4年前に結婚し夫と2人暮らし。最近、夫が半年前から独身の若い女性と付き合っていたことが判明した。
相手の女性に会つて謝罪と慰謝料320万円の支払いを求めた。その後、相手は公正証書にして残すこと、要求

【回答】

不貞行為の相手に対する慰謝料額は、交際期間、それが原因で夫婦が離婚に至ったか等の事情により異なり、一般的に妥当な額といえるものはないが

320万円はかなり高額といえる。しかし要求を入れて支払いの約束をすると、強迫された等の特別の理由がない限り約束の結果として支払義務が生じる。不當な要求と思われるときは、約束の前に専門家に相談することが重要。

7月16日付の信毎朝刊に「債務整理面談や報酬明示弁護士に義務化一日弁連方針」の記事が掲載されました。

「過払い金返還請求等の債務整理をめぐつて依頼者との間でトラブルが発生しており、金融庁から対応を求められ、今回規制強化策をまとめた。来年の日弁連総会に諮る」とあります。

テレビなどのCMを通じて依頼者を積極的に勧誘し、面談せずに電話だけで受任する現状に、「債務者の生活再建よりビジネス優先」との批判に対する今回の日弁連の対応策には、長年、多重債務問題に取り組みご尽力されている宇都宮会長の姿勢が表れているように思えます。

私たちにとって、弁護士に依頼することは一生に何度もあることではないでしょう。直接お会いして相談した上で、依頼主の立場に立つて仕事をしてくれる

かどうか、信頼できる弁護士さんであるかどうか、ご自身の目で確かめた上で依頼されるのが一番安心です。

長野県弁護士会や法テラスでは弁護士の紹介もしています。当相談ダイヤルは県労働基金の顧問弁護士（県内7人）を紹介することもできます。お気軽にご相談ください。

くらし・なんでも相談
「ぼつとダイヤル」

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家による相談日です。

くらし・なんでも相談
「ぼつとダイヤル」